

「高齢者虐待防止・養護者支援法」をご存じですか？

防ごう！高齢者虐待

高齢者虐待の発見者には通報義務があります



すべての人が
尊厳をもって暮らせる
地域づくりのために

「高齢者虐待防止・養護者支援法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」は、高齢者が尊厳を保ち、生きていけるように、虐待の防止と保護のための措置、また、高齢者を支える養護者の負担の軽減を図るために策定されたものです。平均寿命が長くなった今日、誰もが高齢者を支えたり、自らも高齢者として支えられたりする可能性があります。生涯をおだやかに暮らせるように、地域のネットワークを活用して、住みやすい地域を築いていきましょう。



茨木市

高齢者虐待を防ぎましょう

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、高齢者（65歳以上の人）虐待を「家族など養護者による虐待または養介護施設従事者などによる虐待」と定義しています。

虐待問題のむずかしいところは、介護により心身共に疲弊し、追いつめられている養護者（介護者）が少なくないことです。虐待をしていることに気づいていても、さまざまな理由で自分では歯止めがきかなくなっていることもあります。

高齢者虐待を防ぐためには、介護の負担を軽減すること、また問題が生じているときは第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。



こんなことが虐待になります

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、高齢者への虐待として「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つを挙げています。

■ 身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与えるなど

■ 介護・世話の放棄・放任

- 空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- おむつなどが汚れている状態を放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

■ 心理的虐待

- 排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する、子ども扱いするなど

■ 性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

■ 経済的虐待

- 本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

虐待は無意識に行われることも！

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている半数以上の人に虐待の自覚がないという結果が出ています。気づかず不適切な対応になりやすい事例について、次のリストでチェックしてみましょう。



- 経済的な理由もあり、必要な受診・介護サービスの利用を制限する。
- 熱心にリハビリを行うあまり、やりすぎてけがを負わせる。
- 失禁を防ぐため、水分を与えない。
- 仕事などが大変で、空腹状態を長時間がまんさせている。
- 認知症により徘徊するので、部屋に閉じこめている。
- 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしる。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- しつけと言って、たたく、どなる。

高齢者虐待に気づいたら



虐待に気づいた人には通報義務があります。虐待を止めることは、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

虐待に気づいたら

虐待に気づいた人は、市の担当窓口や地域包括支援センターに通報しましょう。とくに、生命や身体に重大な危険がある場合は通報する義務があります。また虐待を受けている高齢者本人も届出ができます。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、平成18年4月から高齢者の生活を支える地域の拠点として設置された総合相談窓口です。虐待の早期発見・防止、権利擁護などの高齢者の人権や財産を守る取り組みから、介護保険、介護予防のマネジメント、福祉、医療など、さまざまな支援を包括的・継続的に行っています。



早期発見・通報で虐待を防ぎましょう

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、虐待に気づいた人には、市区町村への通報義務があると定められています。早期に発見し、第三者が介入することで、虐待

の深刻化を防ぐことができます。虐待に気づいたときは、一人で悩んだりせず、地域包括支援センターなどの専門機関や、次ページの市の相談機関などに相談しましょう。

介護は一人で抱え込まないで！

高齢者虐待には、介護サービスなどを効果的に活用し、養護者の負担を軽くできていれば、虐待の発生や、最悪の事態を避けられたのでは、と悔やまれる事例が多くあります。こうした原因の一つに、高齢者や養護者が介護サー

ビスなどの存在や利用方法を知らないことが挙げられます。また、認知症高齢者への対応など、専門家の助言により適切に対応することで状態を改善できることもあります。無理せず、さまざまなサービスや制度を利用しましょう。

主な介護サービス

■ ホームヘルプサービス

介護や家事の支援サービスを行います。

■ デイサービス

施設で食事や入浴サービスを行います。(送迎あり)

■ ショートステイサービス

短期間の施設での宿泊サービスが受けられます。

高齢者虐待相談窓口

| 圏域 | 名称 | 電話番号 | 担当小学校区 |
|----|-----------------------|----------------|------------|
| 北 | 清溪・忍頂寺・山手台 地域包括支援センター | ☎(072)649-1808 | 清溪・忍頂寺・山手台 |
| | 地域包括支援センター 天兆園 | ☎(072)640-3960 | 安威・福井・耳原 |
| | 地域包括支援センター 常清の里 | ☎(072)641-3164 | 豊川・郡山・彩都西 |
| 東 | 太田・西河原 地域包括支援センター | ☎(072)631-5200 | 太田・西河原 |
| | 三島・庄栄 地域包括支援センター | ☎(072)631-5566 | 三島・庄栄 |
| | 東・白川 地域包括支援センター | ☎(072)636-8686 | 東・白川 |
| 西 | 春日・郡・畑田 地域包括支援センター | ☎(072)646-5685 | 春日・郡・畑田 |
| | 沢池・西 地域包括支援センター | ☎(072)625-6575 | 沢池・西 |
| | 春日丘・穂積 地域包括支援センター | ☎(072)646-5406 | 春日丘・穂積 |
| 中央 | 茨木・中条 地域包括支援センター | ☎(072)646-5399 | 茨木・中条 |
| | 大池・中津 地域包括支援センター | ☎(072)697-8067 | 大池・中津 |
| 南 | 天王・東奈良 地域包括支援センター | ☎(072)648-7071 | 天王・東奈良 |
| | 玉櫛・水尾 地域包括支援センター | ☎(072)652-5810 | 玉櫛・水尾 |
| | 玉島・葦原 地域包括支援センター | ☎(072)636-8000 | 玉島・葦原 |

茨木市 福祉部 福祉総合相談課

☎072-655-2758 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前8時45分～午後5時15分

その他の相談窓口

- **長寿介護課**：介護保険に関すること
茨木市駅前三丁目 8-13 ☎(072)620-1639
- **高齡者の福祉サービスに関すること**
☎(072)620-1637
- **茨木市保健医療センター**：健康に関すること
茨木市春日三丁目 13-5 ☎(072)625-6685
- **茨木保健所**：こころの健康に関すること
茨木市大住町 8-11 ☎(072)624-4668
- **認知症オレンジダイヤル（茨木市認知症電話相談専用ダイヤル）**：認知症に関すること
茨木市高田町 11-18（藍野病院内）☎0120-556-806
- **茨木市配偶者相談支援センター**：DV(配偶者等暴力)に関すること
☎(072)622-5757